三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）で、空中線端子において、次のとおりであること。

［イ　略］

ロ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ハ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ニ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ホ　通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

［四・五　略］

第四十九条の六の十三　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
高高度基地局の無線設備	二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

［略］

三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）で、空中線端子において、次のとおりであること。

［イ　同上］

ロ　通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ハ　通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ニ　通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ホ　通信の相手方となる基地局のチャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

［四・五　同上］

第四十九条の六の十三　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

［同上］